

## 「国家的に重要な研究開発の評価」の枠組みの検討について

### 現行の枠組み

1 ) 内閣府設置法第 26 条第 1 項第 3 号において、総合科学技術会議がつかさどる事務が次のとおり規定されている。

「科学技術に関する 大規模な研究開発 その他の国家的に重要な研究開発 について評価を行うこと」

2 ) 上記の および の具体的な内容については、第 26 回総合科学技術会議（平成 15 年 3 月 28 日）において、以下のとおり決定し、現在に至っている。

#### 大規模新規研究開発

新たに実施が予定される国費総額が約 300 億円以上の研究開発

#### 総合科学技術会議が指定する研究開発

総合科学技術会議が以下の観点等から評価の必要を認め指定する研究開発

- ・科学技術や社会経済上の大幅な情勢変化が見られるもの
- ・計画の著しい遅延や予定外の展開が見られるもの
- ・社会的関心が高いもの（倫理、安全性、期待、画期性等）
- ・国家的・府省横断的な推進・調整の必要が認められるもの

### 今次、枠組みの検討を行う根拠

平成 17 年 3 月 29 日の総合科学技術会議において『「国の研究開発評価に関する大綱的指針」のフォローアップ結果及び大綱的指針の見直し等について』（以下「フォローアップ結果」という。）を決定。

その中で、「今後の取組」として、総合科学技術会議が自ら行う国家的に重要な研究開発の評価について、「これまで以上に我が国の科学技術政策のいわゆる「司令塔」としての戦略的活動に資するよう、充実すべきであり、今後、当該評価の枠組みについて検討することとしたところ。

### 枠組みの検討の観点

上記のフォローアップ結果において、以下を指摘した。

「総合科学技術会議が自ら行う国家的に重要な研究開発の評価については、・・・総合科学技術会議による評価の仕組みを積極的に活用することが一層重要であり、大規模な研究開発に関する評価、高いレベルの科学技術政策や各府省をまたがる施策等を対象とした評価を充実させていく必要がある。」

## 1. 「大規模な研究開発」に関する検討事項（案）

検討事項	関連する意見（第44回専門調査会及び追加意見）
<p><b>1) 評価の対象とする研究開発の規模</b></p> <p><b>現行の基準</b> 国費総額が約300億円以上の研究開発</p> <p><b>検討の視点</b> 現行の基準の見直しの要否 見直す場合の新たな基準の内容 例) ・基準額の変更 ・予算規模の基準の撤廃</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 300億円以上という規模は妥当</li> </ul>
<p><b>2) 評価の時期</b></p> <p><b>現行の時期</b> 事前評価のみ（新たに実施が予定される・・・研究開発）</p> <p><b>検討の視点</b> 評価の時期の見直しの要否 見直す場合の評価の時期 例) ・中間評価（例えば3年程度を一つの目安とした定期的評価） ・事後評価（研究開発終了時の評価） ・追跡評価（研究開発終了後、一定の期間を経過した後に行う評価）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 大きな予算を使う以上、中間評価はもちろん、事後評価、追跡評価も行い、そのフィードバック、データベース化が必要</li> <li>● プロジェクト評価においては、事前評価、期中管理、事後評価の3つのフェイズにおける評価と管理が必要</li> <li>● 当初計画の予算が大幅に削減され、計画がそのまま実行できない場合には、計画変更後の進め方について改めて評価が必要であり、予定どおりスタートできたかというチェックは必要</li> <li>● 評価を受けて開始した研究については、与えられた3年ないし5年なりの期間は自己責任で思い通りに研究させ、そこで当初提案に基づく結果が出なければ厳しく処遇するのが本来の評価</li> </ul>

## 2. 「その他の国家的に重要な研究開発」に関する検討事項（案）

検討事項	関連する意見（第44回専門調査会及び追加意見）
<p><b>1) 評価の対象</b></p> <p><b>現行の対象</b></p> <p>総合科学技術会議が以下の観点等から評価の必要を認め指定する研究開発</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 科学技術や社会経済上の大変な情勢変化が見られるもの</li> <li>・ 計画の著しい遅延や予定外の展開が見られるもの</li> <li>・ 社会的関心が高いもの（倫理、安全性、期待、画期性等）</li> <li>・ 国家的・府省横断的な推進・調整の必要が認められるもの</li> </ul> <p><b>検討の視点</b></p> <p>現行の規定（上記の観点等）の見直しの要否 見直す場合の観点等の内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 評価専門調査会が担当する評価の枠組はある程度緩いものにしておいて、具体的な課題が出てきた段階で随時選んでいくようにした方がよい</li> <li>● 指定して行う評価について、指定のルールを決めるることは必要だが、あまりタイトなルールにせず、大枠だけを決めておいて、実際にはその時点で柔軟に考える方がよい</li> <li>● 指定して行う評価、テーマを設定して行う評価については、設定が思いつきにならないよう、系統的な方策を考える必要がある</li> <li>● 評価専門調査会で扱うのは、省庁横断的な課題、全般に関わる課題を取り上げるべき</li> <li>● 指定して行う評価の対象は研究開発投資の大型のものと受け止められがちだが、もう少し枠組みは大きくとるべき（研究開発関連の政策や施策の中でも、直接研究費を投入する以外の制度や施策など）</li> <li>● 「国家(の科学技術)戦略上必要なもの」を追加すべき</li> <li>● ふつうの研究開発の評価とは違う（選定基準・方法、必要性等）ことを明確に示す必要</li> <li>● 大規模な研究開発とオーバーラップするケースが多く、これについての視点を加えた評価が必要</li> <li>● 社会的に関心の高い課題に関しては、大規模でない研究も対象として関係府省や独法から説明を受け、評価を行うべき</li> </ul>

検討事項	関連する意見（第44回専門調査会及び追加意見）
<p><b>2) 評価対象を効率的に見出す方策（運用）</b></p> <p><b>現行の運用の方法</b></p> <p>有識者議員、評価専門調査会委員からの発議、インターネットによる募集により、評価の必要の有無を調査・検討する対象を募集</p> <p><b>検討の視点</b></p> <p>評価の必要の有無を調査・検討する対象を見出す方法の充実</p> <p>例)・研究開発施策の評価を充実するための方策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・優先順位付(SABC)の結果を踏まえた対象の選定など、定常的な選定方法の導入</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 評価の対象を選定する際に、国がサポートしている研究開発の全体像を把握した上で判断する必要がある</li> </ul>

### 3. その他の意見

意見の区分	意見内容（第44回専門調査会及び追加意見）
<p><b>1) 評価の観点、評価項目に関する意見</b></p> <p>【参考：現行の大規模新規研究開発の評価項目】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>A . 科学技術上の意義</li><li>B . 社会・経済上の意義</li><li>C . 国際関係上の意義</li><li>D . 計画の妥当性</li><li>E . 成果、運営、達成度等</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>● 国家プロジェクト、研究開発をいかに効率よく推進するかという観点で議論するべき</li><li>● 国民の税金を使った結果が日本国にどのような形で役立ったかということを明確にする必要がある</li><li>● どのように役立ったかということは明確にすべきだが、この表現が一人歩きし、研究にチープな要求をしたりする弊害が出がちなので、表現を工夫する必要</li><li>● 基本計画の重点的な方針(知の創造を行い、イノベーションにつなげていくなど)と、評価専門調査会が担当する評価とが、ある意味ではリンクしながら、(研究開発の)成果が上がるようなことを考えるべき</li></ul>
<p><b>2) その他</b></p>	<ul style="list-style-type: none"><li>● プロジェクト評価の期中管理については、当該実施機関による年次進捗状況管理レポート等による報告とそれに対する評価、さらに必要とされる場合には勧告・助言が必要</li><li>● 期中管理報告は、研究実施機関の過重な作業負荷となることなく、合理的な仕組みをプロジェクト管理の中に組み込む形で検討・開発されることが必要</li></ul>